第１条 目的　　2026/07/10

「本契約は、ミャンマー政府認定送り出し機関である甲（シュエウオモンカ）と、日本国内に所在する乙（一般社団法人学友会）が、日本におけるミャンマー人材の受入れに関し、営業活動および人材紹介に関する業務提携の条件を定めることを目的とする。」

第２条 業務範囲

甲の主な業務内容

- ミャンマー国内における候補者の募集、選抜
- 日本語教育および事前ガイダンスの実施
- 出入国およびミャンマー側当局手続きの実施

乙の主な業務内容

- 日本国内の受入企業、監理団体、登録支援機関の開拓
- 受入条件の聞き取りおよび甲への共有
- 面接設定および通訳の手配
- 受入企業との契約締結支援

第３条 営業エリアと独占

「乙は、日本国内において本件人材に関する甲の営業窓口として活動する。独占の有無については、甲乙協議のうえ、別紙にて定める。」

第４条 法令遵守・候補者保護

「甲乙は、日本国およびミャンマー国の関係法令、二国間の協力覚書等を遵守し、候補者に対し過大な金銭負担を課さないものとする。甲は、ミャンマー政府の認定送出機関としての基準を維持し、候補者から徴収する費用の内容および金額を乙に開示する。」

第５条 個人情報・秘密保持

「甲乙は、本契約に関連して知り得た候補者情報、受入企業情報その他の機密情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づく場合、または本契約の目的達成に必要な範囲で候補者および受入企業の同意を得た場合を除く。」

第６条 契約期間・更新

「本契約の有効期間は、契約締結日から１年間とする。有効期間満了の１か月前までに、いずれの当事者からも書面による解約の意思表示がない場合、本契約は同一条件でさらに１年間自動更新される。」

第７条 解除

「一方当事者が本契約に重大な違反を行い、相当期間を定めた是正要求にもかかわらずこれを是正しない場合、相手方は書面にて本契約を解除することができる。」

シュエウオモンカ　　一般社団法人学友会

SHWE NYUTT HMONE KHA CO.,LTD. No. Date.

NYAN LIN HTET
DIRECTOR